

令和 8 年度 生見第 3 駐車場機器更改工事

仕 様 書

1 件名

令和 8 年度 生見第 3 駐車場機器更改工事

2 契約期間

契約日から 90 日を経過する日

3 機器

- (1) 駐車券発行機 (GT-2800L) 1 台
- (2) 全自動料金精算機 (GT-4700L) 電子決済端末搭載 1 台
- (3) カーゲート (ポールのみ交換) 2 本
- (4) ループコイル 4 式

4 機器の仕様詳細

(1) 駐車券発行機

- ①構内駐車場入口に設置し、利用者に対し駐車券発行を行う。
- ②駐車券発行機前車路に埋設されたループコイルが車両を感知した状態で、自動または押ボタン操作（設定により二者択一）により、駐車券発行ができるようにすること。また、駐車券発行後に券が抜き取られずに車両が後退した場合は発行された駐車券を本体内に取り込むこと。（廃券処理）
- ③駐車券発行時、内蔵された音声合成装置により操作を促す案内放送（満車時は満車案内放送）を行うこと。
- ④駐車券発行時は、駐車券に入庫日時等を磁気記録すること。
- ⑤駐車券受領後、連動されたカーゲートを開き、車両が入場できるようにすること。

(2) 全自動料金精算機

- ①構内駐車場出口に設置し、利用者に対し駐車料金の精算を行う。
- ②全自動料金精算機車路に埋設されたループコイルが車両を感知すると、駐車券を挿入することができるようにすること。
- ③駐車券挿入時は、駐車券に磁気記録された入場日時データから駐車料金を計算し、表示させること。また、内蔵された音声合成装置により、各課程に合わせて操作を促す案内放送を行うこと。

- ④支払いは、硬貨又は紙幣、キャッシュレス決済、サービス券での精算が可能であること。
- ⑥精算完了までに該当ボタンを押すことにより、領収証を発行することができるようにすること。
- ⑦精算完了後、連動されたカーゲートを開き、車両が退場できるようにすること。
- ⑧出場記録、精算記録及び集計記録を、ジャーナルに印字記録される機能を有すること。
また、キー操作により任意に発行できるようにすること。

(3) カーゲート

- ①既存設備は使用し、ポールのみ交換を行う。

(4) ループコイル

- ①入口及び出口車路に埋設し、車両の検出を行う。

5 料金について

駐車料金は、本町で規定した料金を設定すること。

6 機器の設置について

駐車機器設置の際には、事前に施工手順書を提出し、承認を得ること。また、安全対策に十分留意し、近隣沿道等に損傷を与えた場合は、速やかに本町担当職員に報告するとともに、請負者の責任及び負担において現状に復旧すること。

駐車機器設置の際の配線及び電源設置についても請負者の負担で行うこと。

近隣への騒音、振動、防塵、安全対策等には十分注意を払い、必要に応じて適切な対策を講じること。

設置工事については、できる限り利用者の利便性を考慮して行い、駐車機器設置が完了し検査に合格した後、速やかに共用開始すること。

7 その他

- (1) 駐車機器設置完了時は機器の操作研修を本町職員等に行うこと。
- (2) 本町の駐車場運営業務全般に関し、協力、支援を行うこと。
- (3) 本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、本町担当職員と協議の上決定するものとする。

8 担当課及び問い合わせ先

〒781-7411 高知県安芸郡東洋町生見758-3

東洋町役場総務課企画調整室 担当：廣田 TEL0887-29-3111 Fax0887-29-3825